

# 公 告

防衛省陸上自衛隊  
豊川駐屯地業務隊長  
(公印省略)

令和6年度豊川駐屯地納涼夏まつりにおける野外壳店実施業者の募集について

令和6年度豊川駐屯地納涼夏まつりでの野外壳店の実施を希望する業者について、次のとおり募集する。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。
  - ア 法人の場合
    - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - (イ) 営業経歴書
    - (ウ) 財務諸表
    - (エ) 納税証明書（その3）又は納税証明書（その3の2）
  - イ 個人の場合
    - (ア) 戸籍抄本
    - (イ) 営業経歴書
    - (ウ) 収支計算書
    - (エ) 納税証明書（その3）又は納税証明書（その3の3）

(注1) 公的機関が発行する書類は、発効日から3ヶ月以内のものとする。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による。）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(設置面積に応じ土地使用料が発生する。(概算額：1㎡あたりの日額の概算5円(消費税抜き))

## 3 応募業種

- (1) 飲食販売(変質・腐敗するような生ものは除く。酒類及びアルコールテイスト飲料(アルコール度数0.00パーセント)の販売は可能とする。)
- (2) 物品販売及び遊戯系  
※ 公序良俗に反するものを除く。

## 4 設置面積

キッチンカー・テント：キッチンカー(テント)の間口の長さ×3.6m

※ テントは出店業者自身で準備すること。

※ テント実施業者にのみ、希望する車両台数の駐車場確保に努めるが、状況により台数の制限を設ける場合がある(原則1社1台)。

(設置場所は細部別示)

## 5 設置日時

令和6年8月7日(水) 18時～21時(予定)

(雨天等の際は翌日となる。翌日が雨天等の際は中止となる。)

## 6 出店場所

愛知県豊川市金屋西町2-5-1(陸上自衛隊豊川駐屯地豊川訓練場)

## 7 募集要領・仕様書の請求要領

### (1) 請求要領

原則、下記の宛先に自社の住所等を記載した、返信用のレターパックライ  
トを送付されたい。

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

### (2) 請求の受付期間

令和6年3月29日（金）～同年4月18日（木）13時まで

## 8 応募業者の選考方法

出店場所に制限があるため、応募業者多数の場合は、提出書類に基づき、書類選  
考により決定する。

## 9 その他

- (1) 陸上自衛隊豊川駐屯地の円滑な行事運営（準備から撤収）に協力すること。  
（撤収完了時間は細部別示）
- (2) 細部の内容は、募集要領・仕様書のとおり。

担当者連絡先：〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

TEL0533-86-3151（内線3328） FAX（内線3359）